明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通五）　一
〔省　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（総務八五）　一
○一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令（経済産業五八）　六
○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通八七）　一五
〔告　示〕
○地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更した件（総務・国土交通一）　一九
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一六五）　二〇
○生産業者及び輸入業者の名称又は住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一六六）　二〇
○肥料の登録を失効した件（同一六七）　二〇
○液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十二号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二十七号及び第五十五条第一項第二十号並びにコンビナート等保安規則第五条第一項第五十号の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する件（経済産業二二六）　二一
○自然再生基本方針を変更する件（環境一二八）　二二
〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（経済産業省）標準仕様書（TS）の公表について（同）　二六
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責関係　二六
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人都市再生機構関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二六

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第五号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十一号）の施行に伴い、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の三第四項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成十九年内閣府国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「乗継円滑化実施計画」を「地域公共交通再編実施計画」に改める。

第一条中「第二十二条第一項」を「第二十七条の三第一項」に、「乗継円滑化実施計画」を「地域公共交通再編実施計画」に、「第二十二条第四項ただし書」を「第二十七条の三第四項ただし書」に、「第二十一条第二項第一号」を「第二十七条の二第二項第一号」に、「乗継円滑化事業」を「地域公共交通再編事業」に改める。

第二条中「第二十一条第二項第二号」を「第二十七条の二第二項第二号」に、「乗継円滑化事業」を「地域公共交通再編事業」に改める。

第三条中「第二十二条第四項ただし書」を「第二十七条の三第四項ただし書」に改める。

第四条中「第二十二条第三項」を「第二十七条の三第二項」に改める。

第五条中「第二十二条第六項」を「第二十七条の三第五項」に、「乗継円滑化実施計画」を「地域公共交通再編実施計画」に改める。

附　則

この命令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十日）から施行する。

省　令

○総務省令第八十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十日

総務大臣　山本　早苗